令和８年度

軽米町職員採用試験（追加募集）受験案内

軽米町役場 総務課 総務担当
〒028-6302　岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85
電話　0195-46-4738　内線 211

軽米町職員の採用試験を、次のとおり行います。
この試験は、軽米町職員の採用候補者を決めるために行うものです。

１　試験職種及び採用予定人員

試　験　職　種	採用予定人員	職　務　内　容
一　般　事　務	２～３名程度	一般行政に関する業務等に従事します。
一　般　事　務（民間等経験者）		
一　般　事　務（公務員経験者）		

２　受験資格

試　験　職　種	受　験　資　格
一　般　事　務	平成４年４月２日から平成２１年４月１日までに生まれた方
一　般　事　務（民間等経験者）	昭和６１年４月２日以降に生まれた方で、**民間企業等における職務経験を５年以上**（令和８年４月末時点）有する方
一　般　事　務（公務員経験者）	昭和６１年４月２日以降に生まれた方で、**正規職員の公務員として一般行政事務に関する実務経験を５年以上**（令和８年４月末時点）有する方

ただし、次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

- 日本国籍を有しない者
- 地方公務員法第１６条の欠格条項に該当する者

※「民間企業等における職務経験を５年以上（令和８年４月末時点）有する方」

１　「民間企業等」とは、民間企業のほか、国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関、各種団体、各種法人（財団法人、社団法人、ＮＰＯ法人等）、雇用関係が成立する組織、個人を広く含むほか、業務に従事していたことを証明できる自営業等も含みます。

２　「職務経験」とは、正規、非正規の雇用形態にかかわらず、同一の民間企業等において、就業時間が週 29 時間以上で、１年以上継続して就業した期間が該当します。職務経験が複数ある場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。個々の継続した職務経験が１年未満の場合は通算できません。

３　連続して１か月を超えて勤務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験期間から除きます。

※「正規職員の公務員として一般行政事務に関する実務経験を５年以上（令和８年４月末時点）有する方」

１　会計年度任用職員、非常勤職員、任期付職員は除きます。

２　「実務経験」とは、同一の府省庁または地方公共団体の公務員としての勤務経験が１年以上継続している場合に限ります。個々の継続した職務経験が１年未満の場合は通算できません。
３　連続して１か月を超えて勤務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験期間から除きます。

３　受付期間

令和８年１１月９日（月）から１２月１８日（金）まで（閉庁日を除く。）、受付時間は午前８時３０分から午後５時１５分まで。

郵送の場合にあっても、**令和８年１２月１８日（金）午後５時１５分必着**です。

４　受験手続

(1) 受験申込用紙等の交付

受験申込用紙等は、軽米町役場総務課で交付します。

申込関係書類の郵送を希望する場合は、次のURLからWebフォームにて申請してください。内容を確認した後、郵送により受験申込書をお送りいたします。

URL：https://logoform.jp/f/LlJ1H

なお、**Webフォームにより申込関係書類を請求いただく場合は、令和８年１２月４日（金）まで**に請求してください。

(2) 申込手続き

受験申込書・受験票・返信用封筒に必要事項を記入し、軽米町役場総務課に提出してください。（職種の複数受験は出来ません。）

① 受験申込みを郵送で行う場合は、封筒の表に「職員採用試験受験申込」と朱書きしてください。なお、郵送の場合でも提出期限は同じですので、注意してください。

② 写真（縦6.0cm・横4.5cm）を２枚用意してください。
１枚は受験申込書に貼付し、他１枚は受験票に貼付してください。
写真の貼付が無い場合は、受付できません。

③ 返信用封筒は、受験票を返送するために使用しますので、宛先・郵便番号を明記し、110円分の切手を必ず貼付してください。返信用封筒は、定型封筒（縦23.5cm・横12cm以内で官製はがきが入るサイズ）とします。

④ 試験当日は、返送された受験票を必ず持参してください。

(3) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。１月５日（火）を過ぎても受験票が到着しない場合は、軽米町役場総務課・総務担当までお問い合わせください。

5　試験日時及び会場

試　験	職　種	日　　時	会　　場
第１次試験	一般事務	令和９年１月１０日（日） 受付時間　午前　９時１５分～９時４５分 試験開始　午前１０時 試験終了　午後　２時３０分（予定）	軽米町役場 （軽米町大字軽米10-85） ※職種によって終了時間が異なりますのでご注意ください。
	一般事務 （民間等経験者） 一般事務 （公務員経験者）	令和９年１月１０日（日） 受付時間　午前　９時１５分～９時４５分 試験開始　午前１０時 試験終了　正午（予定）	
第２次試験	令和９年２月中旬を予定 ※第１次試験の合格者に文書で通知します。		軽米町役場（予定）

6　試験の方法及び内容

(1) 第１次試験

試験職種	試験方法	内　　容
一　般　事　務	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について多肢選択式による筆記試験を主として高等学校卒業の程度において行います。 （40 題　２時間）
	事務適性 検　　査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるために行います。 （100 題　10 分間）
	性格特性 検　　査	公務員に求められる資質に関し、よく使われる面接評定項目に関する性格傾向の面からみるための検査を行います。 （150 題　20 分）
	職場適応性 検　　査	公務の職業生活への適応性について、職場への対応や対人関係に関する性格傾向の面からみるための検査を行います。 （150 題　20 分）
一　般　事　務 （民間等経験者） 一　般　事　務 （公務員経験者）	職務能力 試　　験	論理的に施行する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を欠く認するための基礎的な内容について出題されます。 ※公務員試験に向けた準備をしていない方でも受験しやすい試験です。（60 題　１時間）
	性格特性 検　　査	公務員に求められる資質に関し、よく使われる面接評定項目に関する性格傾向の面からみるための検査を行います。（150 題　20 分）

※試験は、活字印刷分により出題します。

※身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とする方は、ご相談に応じますのであらかじめご連絡ください。

(2) 第２次試験

人　物　試　験	適性をみるために個別面接及び性格検査を行います。
身　上　調　査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

7　合格者発表

⑴ 第１次試験合格者発表

令和９年１月下旬までに受験者全員に合否通知します。

⑵ 最終合格者発表

第２次試験の結果に基づいて最終合格者を決定のうえ、令和９年２月末頃を目途に発表します。

発表の方法は、ホームページや役場掲示場に受験番号を掲示するほか、第２次試験受験者全員に合否通知します。

8　合格から採用まで

⑴ 最終合格者は、軽米町職員採用候補者名簿に登載されます。

⑵ 令和９年４月１日以降において、欠員等による職員の補充を要する場合に、名簿登載者の中から採用されることとなります。なお、この名簿の有効期間は原則として１年間です。

最終合格者は、採用予定数に採用辞退者等の人数を考慮して決定しますので、実際の採用人数より多くなります。したがって、採用候補者名簿登載者全員が採用されるとは限りません。

⑶ 最終合格者のうち、令和９年４月１日採用予定者には、就職の意思等を確認するため、意向調査を行います。指定期日までに必要事項を記入し提出したのち、本人の意思等が確認できた場合は、原則として、令和９年４月１日に採用されることとなります。

ただし、採用されるまでの期間に公務員としてふさわしくない行動があった場合は、採用を取り消します。

9　給与等について

⑴ 初任給

職種	適用給料表	月　額（令和８年４月１日現在）
一 般 事 務	行政職給料表	高　　卒　　２０８，０００円 短 大 卒　　２２４，１００円 大　　卒　　２３３，６００円

※　初任給は採用前の経歴等に応じて一定の基準で加算され決定されます。今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げまたは引下げ）することもあります。

（上記の月額は職歴等による加算をしていない額です。）

⑵ 諸手当

給料のほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当等が支給されます。

⑶ 勤務時間、休暇

勤務時間は、週３８時間４５分で、１日の勤務時間は通常７時間４５分となっています。

有給休暇として、年次休暇、病気休暇、特別休暇等があります。

⑷ 共済制度等

職員の共済制度がありますので、職員や扶養家族が病気になった場合は、医療給付が受けられます。

退職した場合は、勤務年数に応じた退職手当、退職共済年金が支給されます。

１０　問い合わせ先

〒028-6302　岩手県九戸郡軽米町大字軽米第１０地割８５番地
軽米町役場総務課・総務担当（電話 0195-46-4738　内線 211）